

伊倉小学校いじめ防止基本方針

令和4年5月11日改定版

1 定義

「いじめ防止対策推進法」における定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものが想定される。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止等のための対策の基本理念と基本的認識

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない、支持的学級づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していく。
- ③ いじめられている児童生徒の立場に立ち、その児童生徒の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決する。

（2）基本的認識

以下の7点を本校教職員が持つべきいじめ問題への基本的認識とする。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方等、人権問題に関する基本的認識が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止基本方針

- ① 教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせるようにする。
- ② 児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ③ 生徒指導の機能を重視した「わかる」「できる」が実感できる授業を展開し、自己有用感を高める。
- ④ 道徳教育、望ましい集団生活や体験活動、人権学習、相談活動等を計画的に行うことで生徒と教職員との信頼関係づくり、児童生徒どうしの心豊かな人間関係づくりを推進する。
- ⑤ 児童会活動等による児童生徒の主体的な活動を支援する。
- ⑥ 学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラル教育や研修を行う。
- ⑧ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、生徒に指導し、保護者、地域住民等に啓発を図る。

4 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止対策委員会（定期及び緊急開催）【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、等

(2) いじめの早期発見・早期対応のための実態把握と調査等

- ①全職員による組織的な観察と情報共有
- ②定期的なアンケート調査「タマにゃんチェック（毎月）」や「心のアンケート」（1月）及び定期的・随時の教育相談（SC、SSW等を含む）
- ③家庭連絡帳や「いじめサインチェックリスト」等を活用し、家庭との連携のもとにいじめの早期発見に努める。

(3) いじめを発見した場合の対応

- ① いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」で組織的に検討し、対応する。
- ② いじめ防止対策委員会としていじめを認知した場合、その後の対応方針・役割分担を決定し、対応経過を報告し合い、記録を残す。

【いじめられた児童生徒に対して】

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないように留意する。

また、児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

【いじめられた児童生徒の保護者に対して】

家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなどいじめられた児童生徒の安全を確保する。

【いじめた側の児童生徒に対して】

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加える。

【いじめた側の児童生徒の保護者に対して】

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な（少なくとも3か月）助言を行う。

【いじめが起きた集団に対して】

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、確かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

【ネット上のいじめへの対応について】

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているの

で、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、玉名市教育委員会や玉名教育事務所と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

- ③ いじめられた児童生徒とその保護者へは、継続的な（少なくとも3か月）支援と見取りを行う。
- ④ いじめた側の児童生徒へは、継続的な（少なくとも3か月）指導とその保護者への継続的な（少なくとも3か月）助言を行う。
- ⑤ 必要に応じて関係機関との連携を図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本姿勢

重大事態が発生した場合は、設置者である玉名市教育委員会教育総務課指導係の指導のもと、事実関係を明確にする調査を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供する。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。学校は、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに、「玉名市いじめ防止等対策委員会」の指導のもと、調査に協力する。

(2) 重大事態の意味

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校が認めるとき。
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校が認めるとき。

6 公表、点検・評価

本校ホームページで「いじめ防止基本方針」を公表する。

前期、後期ごとに学校評価（児童、教職員、保護者）を行い、年度末に学校運営協議会による点検及び評価を行う。その結果を踏まえ、次年度の取組の改善に活かす。